## 【重点課題1-3(医療の機能分化等/在宅医療の促進)-⑪】

# 在宅薬剤管理指導業務の一層の推進

骨子【重点課題1-3-(16)】

# 第1 基本的な考え方

- 1. 在宅薬剤管理指導業務を推進する観点から、以下の対応を行う。
  - (1) 相応の体制整備が必要となることから、在宅業務に十分に対応している薬局の評価を行う。また、地域の薬局との連携を図りつつ、当該薬局自らの対応を原則とし、24 時間調剤及び在宅業務を提供できる体制等を考慮して、基準調剤加算の算定要件を見直す。
  - (2) 質の高い在宅医療を提供していく観点から、同一建物において同一日 に複数の患者に対して在宅薬剤管理指導業務を行った場合等について、 在宅患者訪問薬剤管理指導の評価の適正化を行う。
- 2. 在宅医療における無菌製剤処理を推進する観点から、無菌調剤室を共同利用する場合に無菌製剤処理加算を算定可能とするとともに、当該加算の評価対象に麻薬を追加し、また、乳幼児に対する当該加算の評価を充実する。

# 第2 具体的な内容

- 1. 在宅薬剤管理指導業務を推進する観点から、以下の対応を行う。
  - (1) 基準調剤加算の評価の見直し
    - ① 24 時間調剤及び在宅業務をできる体制を整備する。
      - ア) 基準調剤加算 1:近隣の保険薬局と連携して 24 時間調剤及 び在宅業務をできる体制を整備する。
      - イ) 基準調剤加算2:自局単独で24時間調剤及び在宅業務をできる体制を整備する。
    - ② 患者又はその家族等に対し、在宅患者訪問薬剤管理指導を行うことができる旨を薬剤情報提供文書等において情報提供を行うことを 周知する。

- ③ 『薬局の求められる機能とあるべき姿』(厚生労働科学研究費補助金事業「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」にて公表、医薬食品局総務課より通知(平成 26 年 1 月 21 日薬食総発 0121 第 1 号))で掲げられている項目(※)を踏まえ、いわゆる「かかりつけ薬局」としての要件を追加する。
  - ※患者のプライバシーに対する配慮等
- ④ 基準調剤加算2については、以下の項目を施設基準として追加する。
  - 在宅業務の過去の実績
  - ・在宅患者に対する調剤並びに薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制(衛生材料を供給できる体制等)の整備
  - ・在宅療養支援診療所及び訪問看護ステーションとの連携体制及び ケアマネージャーとの連携体制の整備

現行			改定案		
【基準調剤加算】		【基準調剤加算】			
イ 基準調剤加	口算 1	10 点	1	基準調剤加算 1	<u>12 点</u> (改)
口 基準調剤加	□算 2	30 点	П	基準調剤加算 2	36点(改)
[施設基準]			[抗	<b>西</b> 設基準]	
通則			通貝	IJ	
イ 患者ごとに	こ、適切な薬学	的管理を	イ 患者ごとに、適切な薬学的管理を		
行い、かつ、	服薬指導を行	っている	行い、かつ、服薬指導を行っている		
こと。			こと。		
ロ 患者の求めに応じて、投薬に係る			患者の求めに応じて、	投薬に係る	
薬剤に関する主な情報を提供して		是供して	薬	剤に関する主な情報	を提供して
いること。			いること。		
ハ 地域の保険医療機関の通常の診		ハ 地域の保険医療機関の通常の診			
療時間に応じた開局時間となって		療時間に応じた開局時間となって			
いること。		いること。			
ニ 開局時間以外の時間において調		<u>(削除)</u>			
剤を行うに	つき必要な体制	制が整備			

されていること。

ホ 適切な薬学的管理及び服薬指導 二 適切な薬学的管理及び服薬指導 を行うにつき必要な体制が整備さ れていること。

(新規)

#### 基準調剤加算1の基準

十分な数の医薬品を備蓄してい ること。

(新規)

#### 基準調剤加算2の基準

## イ略

- ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28 年法律第 14 号) 第 3 条の規定によ る麻薬小売業者の免許を受けてい ること。
- ること。

(新規)

- を行うにつき必要な体制及び機能 が整備されており、患者に対し在宅 に係る当該薬局の体制の情報を提 供していること。
- ホ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28 年法律第14号)第3条の規定によ る麻薬小売業者の免許を受けてい ること。

#### 基準調剤加算1の基準

- イ 十分な数の医薬品を備蓄してい ること。
- ロ 当該薬局を含む近隣の薬局と連 携して 24 時間調剤並びに在宅患者 に対する薬学的管理及び指導を行 うのに必要な体制が整備されてい ること。

ハ 略

基準調剤加算2の基準

イ略

(削除)

- ハ 十分な数の医薬品を備蓄してい □ 十分な数の医薬品を備蓄してい ること。
  - ハ 当該薬局のみで 24 時間調剤並び に在宅患者に対する薬学的管理及 び指導を行うのに必要な体制が整 備されていること。

(新規)	二 在宅患者に対する薬学的管理及
	び指導について、相当の実績を有し
	<u>ていること。</u>
_(新規)_	ホ 当該地域において、在宅療養の支
	援に係る診療所又は病院及び訪問
	看護ステーションとの連携体制が
	整備されていること。
_(新規)_	へ 当該地域において、他の保健医療
	<u>サービス及び福祉サービスとの連</u>
	携調整を担当する者との連携体制
	が整備されていること。

# (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導の評価の見直し

在宅医療を担う保険薬局の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険薬剤師1人につき1日に5回に限り算定することを要件とし、在宅患者訪問薬剤管理指導の同一建物居住者以外の評価を引き上げ、同一建物居住者の評価を引き下げる。

現行	改定案	
【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	
1 同一建物居住者以外の場合	1 同一建物居住者以外の場合	
500点	<u>650点</u> (改)	
2 同一建物居住者の場合	2 同一建物居住者の場合	
350点	<u>300点</u> (改)	
注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管	注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管	
理指導を行う旨を地方厚生局長等	理指導を行う旨を地方厚生局長等	
に届け出た保険薬局において、1	に届け出た保険薬局において、1	
については、在宅で療養を行って	については、在宅で療養を行って	
いる患者(当該患者と同一の建物	いる患者(当該患者と同一の建物	
に居住する他の患者に対して当該	に居住する他の患者に対して当該	
保険薬局が同一日に訪問薬剤管理	保険薬局が同一日に訪問薬剤管理	
指導を行う場合の当該患者(以下	指導を行う場合の当該患者(以下	

「同一建物居住者」という。)を 除く。)であって通院が困難なも のに対して、2については、在宅 で療養を行っている患者(同一建 物居住者に限る。) であって通院 が困難なものに対して、医師の指 示に基づき、保険薬剤師が薬学的 管理指導計画を策定し、患家を訪 問して、薬学的管理及び指導を行 った場合に、1と2を合わせて患 者1人につき月4回(がん末期患 者及び中心静脈栄養法の対象患者 については、週2回かつ月8回) 及び1と2を合わせて保険薬剤師 1人につき1日に5回に限り算定 する。

(3) 保険医療機関及び保険医療養担当規則における明確化

在宅医療における医療機関と保険薬局との連携の強化のために、保険 医療機関において、在宅薬剤管理指導業務を行い夜間・休日等の時間 外に対応できる保険薬局のリストを患者に渡して説明すること等につ いては、保険医療機関及び保険医療養担当規則における特定の保険薬 局への誘導の禁止に反しないことを明らかにする。

- 2. 在宅医療における無菌製剤処理を推進する観点から以下の対応を行う。
  - (1)無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方せんを受け付けた無菌調剤室 (保険薬局に設置された高度な無菌製剤処理を行うことができる作業 室をいう。以下同じ。)を有しない保険薬局(以下「処方箋受付薬局」 という。)で調剤に従事する薬剤師が、他の無菌調剤室を有する保険薬 局(以下「無菌調剤室提供薬局」という。)の無菌調剤室を利用して無 菌製剤処理を行う場合、処方箋受付薬局は無菌製剤処理加算について 算定できることとする。

<del>+</del> =	2-
<b>少元</b> .	7 I

[調剤料に係る無菌製剤処理の施設 基準]

- ① 薬局であること。
- ② 無菌製剤処理を行うにつき十分 な施設又は設備を有していること。
- ③ 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

#### 改定案

[調剤料に係る無菌製剤処理の施設 基準]

- ① 薬局であること。
- ② 無菌製剤処理を行うにつき十分 な施設又は設備を有しているこ と。ただし、薬事法施行規則(昭 和36年2月1日厚生省令第1号) 第15条の9第1項のただし書の場 合は、この限りでない。
- ③ 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (2) 在宅の緩和ケアを推進するため、無菌製剤処理加算の評価対象を医療 用麻薬についても拡大する。乳幼児用の無菌製剤は、臓器の未熟性等 を考慮して、症例ごとに組成が細かく異なる輸液を調製しなくてはな らないため、無菌製剤処理加算について、乳幼児に対して無菌製剤処 理する場合の評価を新設する。

#### 現行

#### 【無菌製剤処理加算】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液又は抗悪性腫瘍剤につき無菌製剤処理を行った場合は、1日につきそれぞれ40点又は50点を加算する。

#### 改定案

#### 【無菌製剤処理加算】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1日につきそれぞれ55点、65点又は55点(6歳未満の乳幼児の場合においては、1日につきそれぞれ110点、120点又は110点)を加算する。

## 【重点課題1-3(医療の機能分化等/在宅医療の促進)-⑫】

# 在宅患者訪問薬剤管理指導の要件統一

骨子【重点課題1-3-(17)】

# 第1 基本的な考え方

チーム医療の一つとして、薬剤師による一層の在宅患者訪問薬剤管理 指導が求められていることを踏まえて、診療報酬と調剤報酬の在宅患者 訪問薬剤管理指導の算定要件を揃える。

# 第2 具体的な内容

診療報酬の在宅患者訪問薬剤管理指導の算定要件を調剤報酬に揃える。 患者1人につき月4回(がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者に ついては、週2回かつ月8回)及び薬剤師1人につき1日に5回に限り 算定することを要件とし、在宅患者訪問薬剤管理指導の同一建物居住者 以外の評価を引き上げ、同一建物居住者の評価を引き下げる。

現行	改定案	
【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	
1 同一建物居住者以外の場合	1 同一建物居住者以外の場合	
550点	<u>650点</u> (改)	
2 同一建物居住者の場合	2 同一建物居住者の場合	
385点	<u>300点</u> (改)	
注 1については、在宅で療養を行	注 1については、在宅で療養を行	
っている患者(当該患者と同一の	っている患者(当該患者と同一の	
建物に居住する他の患者に対して	建物に居住する他の患者に対して	
当該保険医療機関が同一日に訪問	当該保険医療機関が同一日に訪問	
薬剤管理指導を行う場合の当該患	薬剤管理指導を行う場合の当該患	
者(以下この区分番号において	者(以下この区分番号において	
「同一建物居住者」という。)を	「同一建物居住者」という。)を	
除く。)であって通院が困難なも	除く。)であって通院が困難なも	

のに対して、2については、在宅で療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、1と2を合わせて月2回に限り算定する。

のに対して、2については、在宅で療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して、学的管理指導を行った場合に、主要を合わせて患者1人につきがの対象患者については、週2を合わせて患者2回かつ月8回)及び1と2を合わせて薬剤師1人につき1日に5回に限り算定する。

#### 【I-7(充実が求められる分野/投薬管理・指導の推進)】

# 薬学的管理及び指導の充実について

骨子【I-7】

# 第1 基本的な考え方

1. 相応の体制整備が必要となることから、在宅業務に十分に対応している薬局の評価を行う。また、地域の薬局との連携を図りつつ、当該薬局自らの対応を原則とし、24 時間調剤及び在宅業務を提供できる体制等を考慮して、基準調剤加算の算定要件を見直す。

「重点課題1-3-①」を参照のこと。

2. 在宅医療における無菌製剤処理を推進する観点から、無菌調剤室を共同利用する場合に無菌製剤処理加算を算定可能とするとともに、当該加算の評価対象に麻薬を追加し、また、乳幼児に対する当該加算の評価を充実する。

「重点課題1-3-⑪」を参照のこと。

3. チーム医療の一つとして、薬剤師による一層の在宅患者訪問薬剤管理 指導が求められていることを踏まえて、診療報酬と調剤報酬の在宅患者 訪問薬剤管理指導の算定要件を揃える。

「重点課題1-3-⑫」を参照のこと。

- 4. お薬手帳を必ずしも必要としない患者に対する薬剤服用歴管理指導料 の評価を見直す。
- 5. 薬剤服用歴管理指導料について、服薬状況並びに残薬状況の確認及び 後発医薬品の使用に関する患者の意向の確認のタイミングを、調剤を行 う前とするよう見直す。

# 第2 具体的な内容

- 1. 在宅薬剤管理指導業務を推進する観点から、以下の対応を行う。
  - (1) 基準調剤加算の評価の見直し 「重点課題 1 3 ①」を参照のこと。
  - (2) 保険医療機関及び保険医療養担当規則における明確化 「重点課題 1 - 3 - ①」を参照のこと。
- 2. 在宅医療における無菌製剤処理を推進する観点から、以下の対応を行う。
  - (1)他の保険薬局の無菌調剤室の利用「重点課題1-3-①」を参照のこと。
  - (2)無菌製剤処理加算の拡大 「重点課題1-3-11」を参照のこと。
- 3. 在宅患者訪問薬剤管理指導の算定要件の統一「重点課題 1 3 ①」を参照のこと。
- 4. 薬剤服用歴管理指導料におけるお薬手帳の特例 薬剤服用歴管理指導料について、お薬手帳を必ずしも必要としない患 者に対し特例を新設する。

現行	改定案		
【薬剤服用歴管理指導料】(処方せ	【薬剤服用歴管理指導料】(処方せ		
んの受付1回につき) 41点	んの受付1回につき) 41点		
[算定要件]	[算定要件]		
注 患者に対して、次に掲げる指導	注 患者に対して、次に掲げる指導		
等のすべてを行った場合に算定す	等のすべてを行った場合に算定す		
る。	る。		
	<u>ただし、次に掲げるハを除くす</u>		
	べての指導等を行った場合は、所		
	<u>定点数にかかわらず、処方せんの</u>		
	受付1回につき34点を算定する。		

イ~ロ 略

ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名 称、用法、用量その他服用に際 して注意すべき事項を手帳に記 載すること。

ニ~ホ 略

イ~ロ 略

ハ 調剤日、投薬に係る薬剤の名 称、用法、用量その他服用に際 して注意すべき事項を手帳に記 載すること。

二~ホ 略

# 5. 服薬状況等の確認のタイミングの明確化

薬剤服用歴管理指導料について、服薬状況並びに残薬状況の確認及び 後発医薬品の使用に関する患者の意向の確認のタイミングを、調剤を行 う前の処方せん受付時とするよう見直す。

# 後発医薬品の使用促進策について

骨子【Ⅳ-1】

# 第1 基本的な考え方

1. 保険薬局の後発医薬品調剤体制加算の要件である調剤割合を見直し、後発医薬品調剤率が高い方により重点をおいた評価とする。

後発医薬品の調剤割合に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で示された新指標を用いる。新指標を用いた場合、調剤割合に極端な偏りがある保険薬局においては、後発医薬品の調剤数量が少ないにもかかわらず、数量シェアが高くなる可能性があることから、後発医薬品調剤体制加算の対象外とするよう適正化を図る。

2. 一般名処方が行われた医薬品については、患者に対し後発医薬品の 有効性、安全性や品質について懇切丁寧に説明し、後発医薬品を選択 するよう努める旨を明確化する。

# 第2 具体的な内容

1. 調剤基本料における後発医薬品調剤体制加算の見直し

保険薬局における後発医薬品の調剤を促進するため、調剤基本料における後発医薬品調剤体制加算の要件について、現行の3段階の加算から「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で示された新指標の数量ベースでの後発医薬品の使用割合が55%以上及び65%以上の2段階の加算で評価する。

当該保険薬局において調剤した薬剤全体の規格単位数量に占める後発 医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合 が 50%以上であることを要件とする。ただし、後発医薬品が存在せず、 かつ、1回あたり使用量と薬価基準上の規格単位数量との差が非常に大 きい「経腸成分栄養剤」、「特殊ミルク製剤」、「生薬」、及び「漢方」につ いては、当該計算から除外する。

	現	行	
【後	<b>後発医薬品調剤</b> 体	<b>卜制加算</b> 】	(処方せ
んσ	)受付1回につき	(ځ)	
1	後発医薬品調剤	引体制加算	1
			5 点
2	後発医薬品調剤	引体制加算	2
			15点

3 後発医薬品調剤体制加算3

#### [施設基準]

当該保険薬局において調剤した薬 剤の規格単位数量(薬剤の使用薬剤 の薬価(薬価基準)別表に規定する 規格単位ごとに数えた数量をい う。)のうち、後発医薬品の調剤数 量の割合が、それぞれ、以下のとお りであること。

後発医薬品調剤体制加算1

22%以上

後発医薬品調剤体制加算2

30%以上

後発医薬品調剤体制加算3

35%以上

(新規)

#### 改定案

【後発医薬品調剤体制加算】(処方 せんの受付1回につき)

1 後発医薬品調剤体制加算 1

18点(改)

2 後発医薬品調剤体制加算 2

22点(改)

(削除)

19点

#### [施設基準]

① 当該保険薬局において調剤した 後発医薬品のある先発医薬品及び 後発医薬品を合算した規格単位数 量(薬剤の使用薬剤の薬価(薬価 基準)別表に規定する規格単位ご とに数えた数量をいう。)のう ち、後発医薬品の調剤数量の割合 が、それぞれ、以下のとおりであ ること。

後発医薬品調剤体制加算1

55%以上

後発医薬品調剤体制加算2

65%以上

(削除)

② 当該保険薬局において調剤した 薬剤の規格単位数量に占める後発 医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量の 割合が50%以上であること。 旧指標の数量シェア=後発医薬品/全医薬品(「経腸成分栄養剤」、「特殊ミルク製剤」、「生薬」、及び「漢方」を除く。)

新指標の数量シェア=後発医薬品/(後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品)

2. 一般名処方が行われた医薬品については、原則として後発医薬品が使用されるよう、患者に対し後発医薬品の有効性、安全性や品質について 懇切丁寧に説明をし、後発医薬品を選択するよう努める旨を規定する。

## 【Ⅳ-4(効率化余地がある領域の適正化/医薬品等の適正な評価)-③】

# うがい薬だけを処方する場合の取扱い

骨子【Ⅳ-4-(2)】

# 第1 基本的な考え方

医療費の適正の観点から、治療目的でない場合のうがい薬だけの処方 の評価を見直す。

# 第2 具体的な内容

医療費適正化の観点から、治療目的でなく、うがい薬のみが処方される場合については、当該うがい薬に係る処方料、調剤料、薬剤料、処方 せん料、調剤技術基本料を算定しない。

現行	改定案	
【投薬 調剤料・処方料・薬剤料・処	【投薬 調剤料・処方料・薬剤料・処	
方せん料・調剤技術基本料】	方せん料・調剤技術基本料】	
(新規)_	入院中の患者以外の患者に対し	
	て、うがい薬(治療目的のものを	
	除く。)のみを投与された場合につ	
	<u>いては、当該うがい薬に係る処方</u>	
	料、調剤料、薬剤料、処方せん	
	料、調剤技術基本料を算定しな	
	<u>()</u> 。	

## 【Ⅳ-5(効率化余地がある領域の適正化/大規模薬局の適正化)】

# 調剤報酬等における適正化・合理化

骨子【Ⅳ-5】

# 第1 基本的な考え方

- 1. 処方せん枚数、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合 等に着目し、いわゆる門前薬局の評価を見直す。ただし、24 時間調剤が 可能な保険薬局については、この限りではない。
- 2. 妥結率が低い場合は、薬価調査の障害となるため、妥結率が一定の期間を経ても一定率以上を超えない保険薬局及び医療機関の評価の適正化を検討する。

## 第2 具体的な内容

1. 調剤基本料の特例の見直し

調剤基本料の特例について、1月に2,500枚を超える保険薬局(特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が90%を超えるものに限る。)をその要件に加える。ただし、今回追加する特例の対象となる保険薬局であっても、24時間開局している調剤が可能な保険薬局については、調剤基本料の特例に該当しないこととする。

調剤基本料の特例の対象となる保険薬局は、基準調剤加算を算定できないこととする。ただし、今回追加する特例の対象となる保険薬局であって、24 時間開局している調剤が可能な保険薬局については、基準調剤加算 1 を算定できることとする。

また、調剤基本料を算定する際には、特例に該当しない旨をあらかじめ地方厚生局長等に届け出る。

現行	改定案	
【調剤基本料】	【調剤基本料】	
調剤基本料(処方せんの受付1回につ	調剤基本料(処方せんの受付1回につ	
き) 40 点	き) 40点	

注 処方せんの受付回数が1月に 4,000回を超える保険薬局(特定の 保険医療機関に係る処方せんによ る調剤の割合が70%を超えるもの に限る。)においては、所定点数にか かわらず、処方せんの受付1回につ き24点を算定する。

注 次に掲げるいずれかの区分に該当する保険薬局は、所定点数にかかわらず、処方せんの受付1回につき24点を算定する。ただし、調剤基本料の特例の口(イの場合を除く。)に該当する場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局においてはこの限りでない。

- イ 処方せんの受付回数が1月に4,000回を超える保険薬局(特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%を超えるものに限る。)
- 四 処方せんの受付回数が1月に2,500回を超える保険薬局(特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が90%を超えるものに限る。)

(新設)

(調剤基本料の注に係る施設基準) 24時間開局をしていること。

(新設)

## 現行

#### 【基準調剤加算】

別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険薬局 において調剤した場合には、当該 基準に係る区分に従い、次に掲げ る点数を所定点数(調剤基本料の 特例に該当する場合には特例に掲

#### 改定案

#### 【基準調剤加算】

別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険薬局 において調剤した場合には、当該 基準に係る区分に従い、次に掲げ る点数を所定点数に加算する。

なお、調剤基本料の特例の口に

げる点数)に加算する。	該当する場合であって、特例の施		
	設基準に適合するものとして届け		
	出ていない場合は算定しない。		
イ 基準調剤加算 1 10点	イ 基準調剤加算 1 <u>12 点</u> (改)		
口 基準調剤加算2 30点	口 基準調剤加算 2 36 点(改)		
[施設基準]	[施設基準]		
① 通則 略	① 通則 略		
② 基準調剤加算1の基準	② 基準調剤加算1の基準		
略	<u>イ~ロ</u> 略		
(新設)_	ハ 処方せんの受付回数が一月に		
	四千回を超える保険薬局につい		
	ては、当該保険薬局の調剤のう		
	ち特定の保険医療機関に係る処		
	方によるものの割合が七割以下		
	であること。		
③ 基準調剤加算2の基準	③ 基準調剤加算2の基準		
略	略		

# 2. 妥結率が低い保険薬局等の適正化について

妥結率が低い場合は、医薬品価格調査の障害となるため、毎年9月末 日までに妥結率が一定率以上を超えない保険薬局及び医療機関について、 基本料の評価の適正化を図る。

# (1)診療報酬における対応

許可病床が 200 床以上の病院において、妥結率が低い場合は、初診料等の評価を引き下げる。

現行		改定案		
診療報酬			診療報酬	
【初診料】		270 点	【初診料】	270 点
(新設)			注当該保険医療	機関における妥結
			<u>率(当該保険医</u>	療機関において購

入された薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ)に占める卸売販売業者(薬事法(昭和35年法律第145号)第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。)と当該保険医療機関との間での取引き価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。)が五割以下の保険医療機関においては、所定点数にかかわらず、200点を算定する。

【外来診療料】 <u>(新設)</u> 70 点

【外来診療料】

70 点

注 当該保険医療機関における妥結 率(当該保険医療機関において購 入された薬価基準に収載されてい る医療用医薬品の薬価総額(各医 療用医薬品の規格単位数量に薬価 を乗じた価格を合算したものをい う。以下同じ)に占める卸売販売業 者(薬事法(昭和 35 年法律第 145 号) 第34条第3項に規定する卸売 販売業者をいう。)と当該保険医療 機関との間での取引き価格が定め られた薬価基準に収載されている 医療用医薬品の薬価総額の割合を いう。)が五割以下の保険医療機関 においては、所定点数にかかわら ず、52点を算定する。

【再診料】	69 点	【再診料】	69 点
_(新設)_		注 当該保険医療機	ととなける妥結 とっぱん しゅうしゅう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしゅう しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃりん しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃく しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し
		<u>率(当該保険医療</u>	<b>寮機関において購</b>
		入された薬価基準	<b>性に収載されてい</b>
		<u>る医療用医薬品の</u>	)薬価総額(各医
		療用医薬品の規格	8単位数量に薬価
		を乗じた価格を合	<b>3算したものをい</b>
		<u>う。以下同じ)に</u>	<u>らめる卸売販売業</u>
		者(薬事法(昭和	35 年法律第 145
		号)第 34 条第 3 耳	頁に規定する卸売
		販売業者をいう。	)と当該保険医療
		機関との間での取	双引き価格が定め
		られた薬価基準に	に収載されている
		医療用医薬品の薬	薬価総額の割合を
		いう。)が五割以て	下の保険医療機関
		においては、所定	<u> E点数にかかわら</u>
		ず、51 点を算定す	<u> </u>

# (2)調剤報酬における対応

保険薬局において、妥結率が低い場合は、調剤基本料の評価を引き下 げる。

<b>D</b> 0	
現行	改定案
調剤報酬	調剤報酬
【調剤基本料(処方せんの受付1回	【調剤基本料(処方せんの受付1回
につき)】 40点	につき)】 40点
(新設)_	注 当該保険薬局における妥結率
	<u>(当該保険薬局において購入され</u>
	<u>た薬価基準に収載されている医療</u>
	用医薬品の薬価総額(各医療用医
	薬品の規格単位数量に薬価を乗じ
	<u>た価格を合算したものをいう。以</u>
	下同じ) に占める卸売販売業者(薬
	事法(昭和 35 年法律第 145 号)

第 34 条第3項に規定する卸売販売業者をいう。)と当該保険薬局との間での取引き価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。)が五割以下の保険薬局においては、所定点数にかかわらず、処方せん受付1回につき30点(注1に掲げる点数に該当する場合には18点)により算定する。

# 3. 調剤報酬

- (1) 調剤基本料を引き上げる。
- (2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

現行	改定案
【調剤基本料】 (処方せんの受付1回につき	) 【調剤基本料】(処方せんの受付1回につき)
調剤基本料 40点	調剤基本料 41点(改)
	(うち、消費税対応分+1点)
調剤基本料(特例) 24点	調剤基本料(特例) 25点(改)
	(うち、消費税対応分+1点)
_(新設)_	調剤基本料(妥結率が低い場合)
	<u>31点</u> (新)
	(うち、消費税対応分+1点)
_(新設)_	調剤基本料(特例・妥結率が低い場合)
	<u>19点</u> (新)
	(うち、消費税対応分+1点)
【一包化加算】(1調剤につき)	【一包化加算】(1調剤につき)
56日分以下の場合(7日分につき)	56日分以下の場合(7日分につき)
30,	<u>32点</u> (改)
	(うち、消費税対応分+2点)
57日分以上の場合	57日分以上の場合
270,	<u>290点</u> (改)
	(うち、消費税対応分+20点)
【無菌製剤処理加算】(1日につき	(無菌製剤処理加算】(1日につき)
中心静脈栄養法用輸液	中心静脈栄養法用輸液
40点	<u>65点</u> (改)
	(うち、消費税対応分+10点)
抗悪性腫瘍剤 50月	点 抗悪性腫瘍剤 <u>75点</u> (改)
	(うち、消費税対応分+10点)
<u>(新設)</u>	<u>麻薬</u> <u>65点</u> (新)

	(うち、消費税対応分+10点)
<u>(新設)</u>	乳幼児の場合
<u>(新設)</u>	<u>中心静脈栄養法用輸液</u> 130点(新)
	(うち、消費税対応分+20点)
<u>(新設)</u>	<u>抗悪性腫瘍剤</u> <u>140点</u> (新)
	(うち、消費税対応分+20点)
<u>(新設)</u>	<u>麻薬</u> <u>130点</u> (新)
	(うち、消費税対応分+20点)